

# 不祥事根絶アクションプログラム

平成30年7月

埼玉県教育委員会

## 不祥事根絶アクションプログラムの策定にあたって

この度、県教育委員会では、教職員不祥事の根絶を目指して行う施策を網羅した「不祥事根絶アクションプログラム」をとりまとめました。

これまでに実施してきた施策を見直すとともに、他の自治体や他の組織の施策も参考にし、あらゆる視点から対策を検討しました。平成29年10月に発出した教育長メッセージ「不祥事の根絶を目指して」に対して寄せられた、不祥事をなくするための教職員からの意見や提言も取り入れています。

ほとんどの教職員が不祥事を起こすことなく日々職務に精励していることと思います。しかしながら、不祥事の態様を見ると、単純な不注意によるもののように、誰にでも起こり得るものもあります。過度に萎縮する必要はありませんが、各自一層気を引き締めてください。

各学校や課所館においては、既に不祥事防止のための取組が行われていますが、それに加えて、今後このアクションプログラム掲載の県施策も活用し、万全を期すようお願いいたします。

県教育委員会では、このプログラムに掲げた様々な取組を推進し、教職員不祥事の根絶を図ってまいります。

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

## 目 次

1	不祥事の分析	1
2	教員養成、採用、人事異動の各段階における不祥事根絶の取組	1
	（1）教員養成の段階における取組	1
	（2）教職員の採用段階における取組	2
	（3）教職員の人事異動での対応の検討	2
3	研修の充実	3
4	学校や教職員に対する支援	4
	（1）管理職等のリスクマネジメントに対する支援	4
	（2）教職員の意識の醸成	5
	（3）校内研修等の支援	5
	（4）地域とともにある学校づくり	6
5	教職員が働きやすい学校づくり	6
	（1）風通しの良い職場づくり	6
	（2）教職員のメンタルヘルス対策	7
	（3）校内体制の整備及び学校における働き方改革の推進	7
6	コンプライアンスの推進及び「懲戒処分の基準」の明確化の検討	7

## 1 不祥事の分析

これまで、過去に発生した不祥事をもとに、事故を起こした教職員について、校種別、年代別、経験年数等により発生状況を整理してきた。

今後は、不祥事の内容別に傾向などを把握し、不祥事根絶の対策に生かしていく。

No	新規 拡充	主な取組	内 容	進行予定表	
				30年度	31年度～
1		過去の不祥事の分析と研修等への反映	飲酒運転等の交通法規違反、体罰、わいせつ、盗撮など、様々な教職員事故について、不祥事の内容別に傾向などを把握し、研修等に反映する。	分析 →	研修等に 反映 →

## 2 教員養成、採用、人事異動の各段階における不祥事根絶の取組

### (1) 教員養成の段階における取組

教職員の不祥事を根絶するため、教職員として採用する前の教員養成の段階から、教員志望者の倫理観の確立に努める。

No	新規 拡充	主な取組	内 容	進行予定表	
				30年度	31年度～
2	新規	教員養成大学と連携した出前講座の実施	教員志望者向けに不祥事防止の授業案等を作成し、各教員養成大学に対して県職員による出前講座の実施を働きかける。	取組例の 把握 → 授業案等の 作成 →	教員養成大 学への働き かけ →
3	新規	埼玉教員養成セミナーにおける不祥事防止に関する演習の実施	No.2で作成した授業案等を活用するなどして、不祥事防止に関する演習（ロールプレイングなど）を実施する。	各期のセミ ナー（1月 ～9月）に おいて実施 →	→

## (2) 教職員の採用段階における取組

教員採用選考試験においては、筆答試験や面接試験、実技試験、論文試験等を通じて、受験者の教育公務員としての資質・能力の把握に努めている。今後とも受験者を多面的・多角的に評価し、本県教育を担うにふさわしい資質・能力を有する者を採用するため、教員採用選考試験の工夫・改善を図る。

また、教職員を採用する際には、その者の経歴等について十分確認する。

No	新規 拡充	主な取組	内 容	進行予定表	
				30年度	31年度～
4	新規	面接試験における工夫	面接試験の評定項目を整理し、「倫理観」を明示する。面接の際に、教育公務員としての倫理観も含めて受験者を評価する。	選考方針の公開 → 面接試験の実施 →	→ →
5	拡充	”	民間の面接試験員として、企業の経営者や人事担当者、PTAの代表、保護司など様々な分野の方を起用する。	民間の面接試験員の起用 → 面接試験の実施 →	→ →
6		教職員の採用時における経歴等の確認	教職員を採用する際には、その者の経歴等について十分に確認する。	実施 →	→

## (3) 教職員の人事異動での対応の検討

教職員の人事異動については、本県教育の充実や活力の維持を図るため、適材適所の観点から人事異動を推進する。

No	新規 拡充	主な取組	内 容	進行予定表	
				30年度	31年度～
7		適切な人事異動の推進	本県教育の充実や活力を維持するため、適材適所の観点から人事異動を推進する。	実施 →	→
8		管理職選考の在り方の検討	管理職選考の在り方について、適切な学校運営の観点から検討する。	検討 →	検討結果に基づく対応 →

### 3 研修の充実

不祥事根絶のための研修については、これまでも初任者研修をはじめとして様々な機会に実施している。これらの研修を実施していくとともに、新たな視点や手法による研修を検討し、実施していく。

No	新規 拡充	主な取組	内 容	進行予定表	
				30 年度	31 年度～
9	拡充	勤務年数等に応じた研修の実施	20年経験者研修において不祥事根絶に関する研修を新たに実施する。また、その他の年次研修や臨時的任用教員研修において実施している研修についても内容を充実するほか、50歳代や再任用教職員を対象とした研修の実施を検討する。	その他の研修の充実を検討 →	20年経験者研修で実施 → 検討結果に基づく対応 →
10	拡充	研修内容や手法の工夫改善	体罰や不適切な指導、わいせつ事故を防ぐため、不祥事の内容に応じた研修内容や手法の工夫改善を図る。 【例】 ・体罰や不適切な指導を防ぐためのアンガーマネジメント研修 ・わいせつ事故を防ぐための児童・生徒との適切な関係の在り方に関する研修 ・ロールプレイングなど教職員が主体的に参加する研修 ・法律の専門家による不祥事根絶の研修	検討 →	実施 →
11	新規	教職員向けの研修用DVDの活用	教職員に、学校で発生する不祥事を身近なものとして捉えさせるため、研修用DVDを総合教育センターで実施する様々な研修において活用する。	活用 →	→

#### 4 学校や教職員に対する支援

##### (1) 管理職等のリスクマネジメントに対する支援

不祥事を未然に防止するためには、管理職等のリスクマネジメントが重要である。教育委員会は、学校の管理職等のリスクマネジメントを支援していく。

No	新規 拡充	主な取組	内 容	進行予定表	
				30年度	31年度～
12	拡充	管理職や管理職候補者に対する研修の実施	管理職や管理職候補者を対象に、学校現場で起こりうる不祥事を題材とした研修に加え、不祥事が起きた時の初動対応に関する研修を実施する。	検討 →	研修の実施 →
13		リスクマネジメントに関する優れた取組の情報提供	管理職に対して、リスクマネジメントに関する優れた取組について情報提供する。 【例】 ・職員室に校長の机を設置するなどして、教職員とのコミュニケーションを図り、適切な学校運営に資する。 ・教室や部活動指導の様子を観察し、必要に応じて適切な児童生徒との関わり方を指導する。	実施 →	→
14	拡充	管理職向けのチェックリストの活用	管理職向けのチェックリストを見直し、活用を図る。	見直し →	活用 →
15		人事担当職員等の訪問による支援	県立学校においては、人事担当職員や拠点校参加が全ての学校を訪問し、不祥事の未然防止のための支援を行う。 市町村立小中学校においては、市町村教育委員会と連携して、人事担当職員が全ての学校を訪問し、不祥事の未然防止のための支援を行う。	支援の実施 →	→

## (2) 教職員の意識の醸成

不祥事根絶に対する強いメッセージを教職員に対して発信するほか、各学校の工夫により実施している優れた取組を他の学校に情報提供するなどして、教職員一人一人に対して、不祥事を起こしてはならないという意識を醸成する。

No	新規 拡充	主な取組	内 容	進行予定表	
				30年度	31年度～
16	拡充	ビデオメッセージによる訴えかけ	ビデオメッセージ（動画）などにより、直接、不祥事根絶を訴えかける。	作成 → 掲載	→
17		不祥事根絶に関する優れた取組等の情報提供	教育長メッセージ「不祥事の根絶を目指して」（平成29年10月）に対して教職員から寄せられたアイデアや、各学校の工夫により実施している取組を、学校に情報提供する。 【例】 ・校務で使用するパソコンの起動時に、画面上で、不祥事根絶の心がけなどを表示する。 ・「不祥事根絶宣言」を作成の上、全教職員に配付し、常に携帯させる。 ・廊下から教室が見えるようにする、ドアを隠す掲示物は貼らないなど、死角を作らない工夫を図る。	実施	→
18	新規	嗜癖に起因する不祥事の未然防止の支援	研究者の知見や他の都道府県の取組を参考にすることで、嗜癖に起因する不祥事の未然防止の方策について検討する。 【例】 ・性やアルコール等への依存の有無を自ら把握するためのチェックシートの作成、活用	検討 →	検討結果に基づく対応 →

## (3) 校内研修等の支援

各学校では、不祥事根絶に向けて、校内研修を始めとした様々な取組を実施している。今後より一層、学校の取組を支援していくため、不祥事根絶ポータルサイトを開設するとともに、自ら考えさせる研修となるよう、事例に基づいた研修資料の充実を図る。

No	新規 拡充	主な取組	内 容	進行予定表	
				30年度	31年度～
19	新規	不祥事根絶ポータルサイトの開設	各学校が研修資料等にアクセスしやすい環境を整備するため、県教委HPに「不祥事根絶ポータルサイト」を開設する。	開設準備 →	運用 →
20	拡充	研修資料の充実	過去の不祥事の分析を踏まえ、これまでに作成した研修資料をさらに充実させ、校内研修等において活用できるように提供する。	資料の充実 →	提供 →



#### (4) 地域とともにある学校づくり

教職員だけでなく保護者や地域住民などが連携、協働して学校運営を行うことは、学校の教育力の向上につながるだけでなく、地域の多くの目を学校に向けることができ、不祥事の抑止にもつながる。

No	新規 拡充	主な取組	内 容	進行予定表	
				30年度	31年度～
21	拡充	地域とともにある学校づくりの推進に関する取組等の充実	学校応援団、放課後子供教室のほか、学校地域WIN-WINプロジェクトなどの拡充により、地域とともにある学校づくりを推進する。	実施 →	→

#### 5 教職員が働きやすい学校づくり

##### (1) 風通しの良い職場づくり

職場におけるコミュニケーションの不足が不祥事の遠因となる場合がある。風通しの良い職場づくりを推進し、教職員間のコミュニケーションの拡大を図る。

No	新規 拡充	主な取組	内 容	進行予定表	
				30年度	31年度～
22		風通しの良い職場づくりに関する優れた取組等の情報提供	不祥事を未然に防ぐ風通しの良い職場づくりの優れた取組等を学校に提供する。	取組事例の 収集 →	学校に提供 →
23		倫理確立委員会の活用の促進	教職員からのSOSを受け止めるため、学校内の相談窓口として、倫理確立委員会の積極的な活用を促進する。	実施 →	→
24	拡充	経験の浅い教職員に対する指導育成	様々な立場の者が経験の浅い教職員（臨時的任用者を含む）を指導育成するよう促していく。 【例】 ・管理職による指導 ・初任者研修指導教員による指導 ・年齢の近い先輩教職員による日常的な相談の対応（ブラザーシスター制度の導入）	実施 →	→

## (2) 教職員のメンタルヘルス対策

悩みやストレス等が判断力や自制心の低下をもたらし、不祥事の遠因となる場合がある。専門家などによる支援やストレスチェックの集団分析結果を活用し、悩みやストレスの軽減を図る。

No	新規 拡充	主な取組	内 容	進行予定表	
				30年度	31年度～
25		専門家などによる支援	精神科医や保健師による健康相談など、様々な相談窓口により、教職員やその家族からの相談に対応する。	実施 →	→
26		ストレスチェックの集団分析結果の活用	福利課職員の派遣や、学校における職場環境改善の取組を集めた事例集の作成・配布により、学校における職場環境改善の取組を支援する。	実施 →	→

## (3) 校内体制の整備及び学校における働き方改革の推進

心身の疲労の蓄積が判断力や自制心の低下をもたらし、不祥事の遠因となる場合がある。そこで、教職員の負担軽減につながる校内体制の整備を通じて、心身の健康を図り、教員として適切な言動がとれる環境づくりをする。

また、教育委員会では、学校における働き方改革の推進に向けて基本方針の策定を進めており、それに基づき教職員の負担軽減を推進する。

No	新規 拡充	主な取組	内 容	進行予定表	
				30年度	31年度～
27	拡充	スクールサポートスタッフの配置拡大の検討	小中学校へのスクールサポートスタッフの配置拡大について検討する。	配置 拡大の検討 →	検討結果に 基づく対応 →
28	拡充	部活動指導員の配置拡大の検討	外部人材による部活動指導員の配置拡大について検討する。	配置 拡大の検討 →	検討結果に 基づく対応 →

## 6 コンプライアンスの推進及び「懲戒処分の基準」の明確化の検討

不祥事の未然防止を図るため、教育局にコンプライアンス推進の担当窓口の設置を検討する。また、現行の「懲戒処分の基準」について規定内容の明確化を検討する。

No	新規 拡充	主な取組	内 容	進行予定表	
				30年度	31年度～
29	新規	コンプライアンス推進のための担当窓口の設置の検討	教育局内に、コンプライアンスを推進するための担当窓口の設置を検討する。	検討 →	検討結果に 基づく対応 →
30		「懲戒処分の基準」の明確化	「懲戒処分の基準」について、規定内容の明確化を検討する。	検討 →	検討結果に 基づく対応 →